102-331

問題文

53歳男性。頭頸部に平上皮がんが見つかり、以下のレジメンに従い化学療法を受けることになった。

薬剤名・用量及び用法	Day 1	Day 2~5
シスプラチン 70 mg/m², 60 分かけて点滴静注	0	
フルオロウラシル 700 mg/m², 24 時間かけて点滴静注	0	0

この化学療法において用量規制因子でないのはどれか。1つ選べ。

- 1. 腎障害
- 2. 嘔吐
- 3. 骨髓抑制
- 4. 下痢
- 5. 脱毛

解答

5

解説

用量規制因子とは「これ以上増量できない理由となる毒性」のことです。用量規制毒性とも呼ばれます。ある副作用があった場合に、それが用量規制因子でない とは「いくら○○がひどくなっても致死的ではない」といえる、ということです。

腎障害→腎不全は致死的

嘔吐、下痢→重篤だと致死的

骨髄抑制→重篤だと感染症により致死的 です。

いっぽう、いくら脱毛がひどくなっても致死的ではありません。

以上より、正解は5です。